

平成 27 年 10 月
東京税関業務部

関 係 各 位

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令等について（公布日：平成27年10月2日）

麻薬及び向精神薬取締法においては、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、公共の福祉の増進を図ることを目的として、麻薬及び向精神薬の輸入、輸出、製造、譲渡等を規制しているところです。

具体的な規制対象物については、同法別表第 1 から別表第 4 まで及び「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」（以下「指定政令」という。）により定められております。

今般、4 物質について、麻薬と同種の濫用のおそれがあり、同種の有害作用を有することが確認されたことから、指定政令の一部が改正され、新たに麻薬として指定されましたのでお知らせします。

○ 麻薬として指定する物 : 4 物質及びその塩類（別添 1 参照）

（※参考）：4 物質及びその塩類については、既に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において指定薬物に指定されていますが、政令施行に伴い医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 1 5 項に規定する指定薬物及び同法第 7 6 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令から削除され、指定薬物ではなくなります。

○ 施行日 : 平成 2 7 年 1 1 月 1 日（公布の日から起算して 3 0 日を経過した日）

[添付資料]（別添 1）物質の構造式等

（別添 2）新旧対照表

（別添 3）官報第 6 6 2 8 号、官報号外第 2 2 7 号

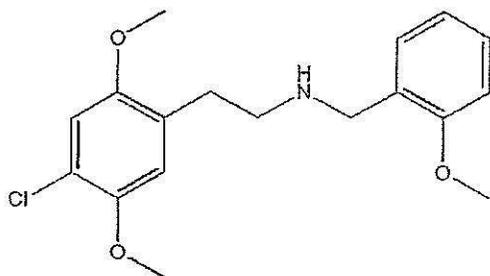
【問合せ先】東京税関業務部通関総括第2部門
（電話：03-3599-6338）

物質の構造式等

- 1 化学名：2-(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン

通称：25C-NBOMe、2C-C-NBOMe

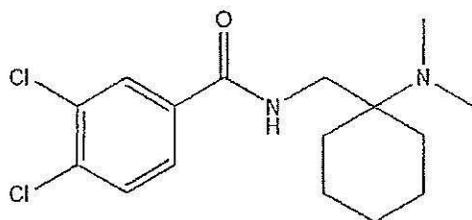
構造：



- 2 化学名：3,4-ジクロロ-N-[[1-(ジメチルアミノ)シクロヘキシル]メチル]ベンズアミド

通称：AH-7921

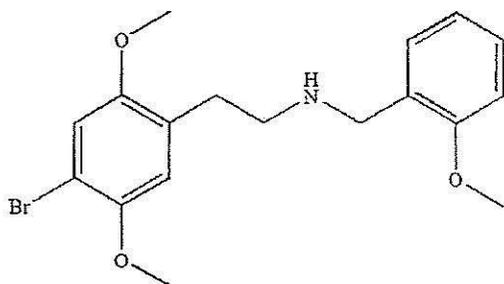
構造：



- 3 化学名：2-(4-ブロモ-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン

通称：25B-NBOMe

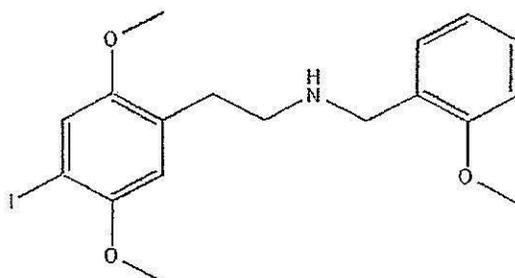
構造：



- 4 化学名：2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン

通称：25I-NBOMe

構造：



○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(麻薬)</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法(以下「法」という。)別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。</p> <p>一 一〇十二 (略)</p> <p>十三 (略)</p> <p>十四 二―(四―クロロ―二・五―ジメトキシフェニル)―N ―(二―メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類</p> <p>十五 (略)</p> <p>十六 一〇二― (略)</p> <p>二十二 (略)</p> <p>二十三 三・四―ジクロロ―N―「一―(ジメチルアミノ)シクロヘキシル」メチル」ベンズアミド及びその塩類</p> <p>二十四 (略)</p> <p>二十五 一〇六― (略)</p>	<p>(麻薬)</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法(以下「法」という。)別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。</p> <p>一 一〇十二 (略)</p> <p>十三 キノリン―八―イル―(五―フルオロペンチル)― ―H―インドール―三―カルボキシラート及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>十四 一―(三―クロロフェニル)ピペラジン及びその塩類</p> <p>十五 一〇二― (略)</p> <p>二十一 三―「二―(ジエチルアミノ)エチル」インドール(別名DET)及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>二十二 シス―二―アミノ―四―メチル―五―フェニル―二―オキサゾリン(別名四―メチルアミノレクス)及びその塩類</p> <p>二十三 一〇五― (略)</p>

六十八 (略)

六十九 二―(四―ブロモ―二・五―ジメトキシフェニル)―

N―(二―メトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類

七十 (略)

七十一〜九十七 (略)

九十八 (略)

九十九 二―(四―ヨード―二・五―ジメトキシフェニル)―

N―(二―メトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類

百 (略)

六十六 「二―(五―フルオロペンチル)―一H―インドール
―三―イル」 (四―メチルナフタレン―一―イル) メタノン
及びその塩類

(新設)

六十七 四―ブロモ―二・五―ジメトキシフェネチルアミン及
びその塩類

六十八〜九十四 (略)

九十五 二―(四―ヨード―二・五―ジメトキシフェニル) エ
タンアミン及びその塩類

(新設)

九十六 リゼルギン酸ジエチルアミド (別名リゼルギド) 及び
その塩類

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（案）新旧対照表

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（指定薬物） 第一条（略） 一～六十五（略） 六十六（略）	（指定薬物） 第一条（略） 一～六十五（略） 六十六 一（四―クロロ―二・五―ジメトキシフェニル） プロパン―二―アミン及びその塩類 六十七 二（四―クロロ―二・五―ジメトキシフェニル） ―N―（二―メトキシベンジル）エタンアミン及びその 塩類 六十八 二（四―クロロ―二・五―ジメトキシフェネ チルアミノ）メチル〕フェノール及びその塩類 六十九～七十六（略） 七十七 二（一―（シクロヘキシルメチル）―H―イ ンダゾール―三―カルボキサミド）―三―メチルブタン 酸及びその塩類 七十八 三・四―ジクロロ―N―〔一―（ジメチルアミ ノ）シクロヘキシル〕メチル〕ベンズアミド及びその塩 類 七十九 一（二・三―ジクロロフェニル）ピペラジン及
（削除） 六十七（略） 六十八～七十五（略） 七十六（略） （削除） 七十七（略）	

七十八〜百四十六 (略)

(削除)

百四十八 (略)

百四十九〜二百七 (略)

(削除)

二百九 (略)

二百十〜二百十六 (略)

びその塩類

八十〜百四十八 (略)

百四十九 ニー(四ーブロモー二・五ージメトキシフェニル)ーNー(ニーフルオロベンジル) エタンアミン及びその塩類

百五十 ニー(四ーブロモー二・五ージメトキシフェニル)ーNー(ニーマトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類

百五十一 ー(八ーブロモベンゾ「一・二ーb・四・五ーb'」ジフランー四ーイル) プロパンー二ーアミン及びその塩類

百五十二〜二百十 (略)

二百十一 ニー(四ーヨードー二・五ージメトキシフェニル)ーNー(三・四ーメチレンジオキシベンジル) エタンアミン及びその塩類

二百十二 ニー(四ーヨードー二・五ージメトキシフェニル)ーNー(ニーマトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類

二百十三 (ニーヨードー五ーニトロフェニル)「一ー」(一ーメチルピペリジンーニーイル)「メチル」ー一Hーインドルー三ーイル」メタノン及びその塩類

二百十四〜二百二十 (略)

第四条第一項中「関係府県知事は」の下に、「第二条の二の基本理念のつとり、かつ」を加え、同条第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 関係府県知事は、府県計画を定めようとするときは、府県計画が関係のある瀬戸内海の湾、瀬その他の海域の実情に応じたものとなるようにするため、あらかじめ、当該湾、瀬その他の海域を単位として関係者により構成される協議会の意見を聴き、その他広く住民の意見を求める等、必要な措置を講ずるものとする。

第四条の二に次の一項を加える。

2 国は、地方公共団体による前項の措置が円滑かつ着実に実施されるよう、地方公共団体に対し、必要な援助を行うように努めるものとする。

第十二条の七第一号中「砂浜」の下に、「干潟」を加える。

第十三条第一項中「第三条第一項」を「第二条の二第一項」に改める。

第十四条中「汚染」を「水質」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「汚い」を「汚泥」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

(漂流ごみ等の除去等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域等において、漂流し、又は海底に存するごみその他の汚物又は不要物(以下この条において「漂流ごみ等」という。)に起因する瀬戸内海の環境の保全上の支障を防止するため、漂流ごみ等の除去その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十八条中「赤潮」の下に「及び黄酸素水塊」を加え、「及びその」を「並びにそれらの」に改める。

第三章第四節第十九条の次に次の二条を加える。

(生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物の駆除等)

第十九条の二 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域における生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物について、駆除その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(水産動植物の繁殖地の保護及び整備等)

第十九条の三 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の水産資源の持続的な利用の確保を図るため、水産動植物の繁殖地の保護及び整備、生物の多様性の確保に配慮しつつ行う水産動植物の種苗の放流その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章中第二十条の前に次の一条を加える。

(瀬戸内海の環境の調査)

第十九条の四 環境大臣は、瀬戸内海における水質の状況その他の環境の状況について定期的に調査をし、その結果をこの法律の適正な運用に活用するものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、瀬戸内海における栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努めるものとし、その成果を踏まえ、この法律の施行後五年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後五年以内を目途として、この法律による改正後の瀬戸内海環境保全特別措置法(以下この項において「新法」という。)の施行の状況を勘案し、新法第五条第一項に規定する特定施設の設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政令

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年十月二日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 麻生 太郎

政令第三百五十四号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(内閣は、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令(平成二十二年政令第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中第九十六号を第百号とし、第九十五号を第九十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十九 二一(四一ヨード二・五一ジメトキシフェニル)ーNー(二一メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類

第一条中第九十四号を第九十七号とし、第六十七号から第九十三号までを三号ずつ繰り下げ、第六十六号を第六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十九 二一(四一プロモ二・五一ジメトキシフェニル)ーNー(二一メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類

第一条中第六十五号を第六十七号とし、第二十二号から第六十四号までを二号ずつ繰り下げ、第二十一号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 三・四一ジクロロ一(二一)ー(ジメチルアミノ)シクロヘキシル)メチル)ベンズアミド及びその塩類

第一条中第二十号を第二十一号とし、第十四号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 二一(四一クロロ一・五一ジメトキシフェニル)ーNー(二一メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類

附則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 麻生 太郎

○厚生労働省令第百五十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成二十七年政令第三百五十四号）の施行の日（平成二十七年十一月一日）から施行する。

第一条 条中第六十七号を削り、第六十八号を第六十七号とし、第六十九号から第七十七号までを一号ずつ繰り上げ、第七十八号を削り、第七十九号を第七十七号とし、第八十号から第九十九号までを二号ずつ繰り上げ、第五十号を削り、第五十一号を第四十八号とし、第五十二号から第九十一号までを三号ずつ繰り上げ、第九十二号を削り、第九十三号を第九十二号とし、第九十四号から第九十九号までを四号ずつ繰り上げる。

附則

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百五十四号）の施行の日（平成二十七年十一月一日）から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

規

則

○国家公安委員会規則第十六号

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第三条第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む）、第五条第一項及び第三項（これらの規定を同法第六条第二項及び第七条第二項において準用する場合を含む）並びに第四項、第八条第九項、第十条、第十三条、第十六条第一項、第十七条第一項、第二項から第五項まで及び第七項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む）、第二十二條、第二十三條並びに第二十八條の規定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十七年九月十一日

国家公安委員会委員長事務代理

国務大臣 上川 陽子

目次

第一章 公告及び指定（第一条―第十六条）
第二章 公告国際テロリストの財産の凍結等の措置
第一節 規制対象財産等に係る行為の制限（第十七条―第二十五条）
第二節 規制対象財産の仮留置（第二十六条―第三十二条）
第三節 資料の提出その他の協力等（第三十三条―第三十五条）
第三章 雑則（第三十六条―第四十条）
附則

第一章 公告及び指定（第一条―第十六条）

第一節 規制対象財産等に係る行為の制限（第十七条―第二十五条）

第二節 規制対象財産の仮留置（第二十六条―第三十二条）

第三節 資料の提出その他の協力等（第三十三条―第三十五条）

附則

第一章 公告及び指定

（名簿記載に係る公告事項）

第一条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 名簿（法第三条第一項に規定する名簿をいう。以下この条において同じ。）に記載された者（以下この条において「名簿記載者」という。）が自然人である場合、名簿に記載された旨、名簿記載者の氏名、別名、称号、役職、生年月日、出生地、国籍、旅券番号及び住所、名簿記載者が名簿に記載された年月日、名簿記載者の公告に係る番号（以下「名簿記載者公告番号」という。）並びにその他参考となるべき事項
- 二 名簿記載者が法人その他の団体である場合、名簿に記載された旨、名簿記載者の名称、別名、旧名称及び所在地、名簿記載者が名簿に記載された年月日、名簿記載者公告番号並びにその他参考となるべき事項

（公告事項の変更に関する通知の方法）

第二条 法第三条第一項の規定による通知は、別記様式第一号の公告事項通知書を送付して行うものとする。

（公告事項の変更に関する通知の方法）

第三条 法第三条第二項の規定による通知は、別記様式第二号の公告事項変更通知書を送付して行うものとする。

（名簿からの抹消に係る通知の方法）

第四条 法第三条第三項において準用する同条第二項の規定による通知は、別記様式第三号の名簿抹消通知書を送付して行うものとする。

（指定に係る公告事項）

第五条 法第五条第一項の国家公安委員会規則で定める事項（仮指定（法第八条第二項に規定する仮指定をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 指定（法第四条第二項に規定する指定をいう。以下同じ。）に係る者（以下「被指定者」という。）が自然人である場合、指定をする旨、被指定者の氏名、別名、称号、役職、生年月日、出生地、国籍、旅券番号及び住所、指定に係る番号（以下「指定番号」という。）、指定の有効期間、指定の根拠となる条項並びにその他参考となるべき事項
- 二 被指定者が法人その他の団体である場合、指定をする旨、被指定者の名称、別名、旧名称及び所在地、指定番号、指定の有効期間、指定の根拠となる条項並びにその他参考となるべき事項

（指定に係る通知事項）

第六条 法第五条第三項の国家公安委員会規則で定める事項（仮指定に係るものを除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 被指定者が自然人である場合、指定をした旨、被指定者の氏名、別名、称号、役職、生年月日、出生地、国籍、旅券番号及び住所、指定番号、指定をした理由、指定をした年月日、指定の有効期間並びにその他参考となるべき事項
- 二 被指定者が法人その他の団体である場合、指定をした旨、被指定者の名称、別名、旧名称及び所在地、指定番号、指定をした理由、指定をした年月日、指定の有効期間並びにその他参考となるべき事項

（指定に係る通知の方法）

第七条 法第五条第三項の規定による通知（仮指定に係るものを除く。）は、別記様式第四号の指定通知書を送付して行うものとする。

（指定に係る公告事項の変更に関する通知の方法）

第八条 法第五条第四項の規定による通知（仮指定に係るものを除く。）は、別記様式第五号の指定公告事項変更通知書を送付して行うものとする。